

令和 7年(2025年) 4月21日

姫路市教育委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和6年8月21日付け姫教委指令総第3号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「いじめ重大事態に関する調査報告書 令和●年●月●日 姫路市立●●小学校」についての保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

第1 審査会の結論

姫路市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、保有個人情報（「いじめ重大事態に関する調査報告書 令和●年●月●日 姫路市立●●小学校」（以下「調査報告書」という。））を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表の「開示することが妥当と判断した部分」欄に記載した情報については開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和6年（2024年）4月1日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、調査報告書についての保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。なお、本件開示請求は、未成年者である本人に代わり、審査請求人が法定代理人として行ったものである。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、対象保有個人情報を調査報告書と特定し、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年5月28日付けで、本件処分の取り消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和6年（2024年）8月21日付けで、姫路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
実施機関が行った本件処分のうち、不開示とした部分について取り消すとの裁決を求める。
- 2 審査請求の理由
(1) 審査請求人は、令和●年●月●日に姫路市立●●小学校において発生したいじめ重大事態（以下「本件事案」という。）の被害者の保護者である。いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）には、「調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告書に添えることができる」と規定されていることから、調査結果に係る意見書作成のための資料として、調査報告書を開示請求したところ、実施機関

が本件処分を行った。

- (2) 実施機関は、不開示とした部分について、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることを理由としているが、調査報告書は、調査結果に係る意見書作成のために審査請求人が必要とする資料であるため、全部開示を求める。
- (3) 特定の日付の記載が全面黒塗りとなりその日のできごとが全く把握できない。いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「いじめ防止法」という。）第 28 条第 2 項には、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」とされている。
- (4) 以上から、本件処分の不開示部分を取り消し、全部開示を求める。

第 4 実施機関の主張要旨

本件処分に係る調査報告書には、本件事案において調査対象となった加害児童、関係児童、加害児童保護者、教職員らの個人に関する情報が記載されている。当該小学校は、調査にあたって、被害児童、加害児童、関係児童及び関係教職員への聞き取り、加害児童への指導、被害児童保護者及び加害児童保護者からの訴えの傾聴を実施したところ、調査内容には、審査請求人が本来知り得ない情報や開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが含まれていた。これらは、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する不開示情報に該当するものである。なお、調査内容のうち、審査請求人が従前認知していたものや調査の過程で当該小学校が審査請求人に対して説明を行ったものについては、本件処分において開示しており、法第 79 条第 2 項を遵守している。

本件処分には、違法又は不当な点は存在しないことから、本件審査請求の棄却を求める。

第 5 審査会の判断

1 いじめ防止法による情報提供について

いじめ防止法第 28 条第 2 項は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行ったときは、学校の設置者又はその設置する学校は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものと規定している。このいじめ防止法第 28 条第 2 項は、法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当し得ると考えられる。しかし、「法令に基づく場合」に該当する場合であっても、利用及び提供が義務付けられるものではなく、実際に利用及び提供をすることの適否やその範囲については、各地方公共団体の機関においてそれぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断する必要がある。当該情報提供に当

たつては、いじめ防止法の趣旨に沿って、個々の事案ごとに関係者の人間関係、その他提供の適否、提供する情報の内容等を判断し実施することが妥当である。

2 審査会の審議事項について

上記1のような、いじめ防止法による情報提供についてはさておき、当審査会は、法に基づく開示決定等の処分に係る審査請求につき、実施機関からの諮問に基づいて当該処分の違法性や妥当性について調査審議を行う機関であるため、本件処分において不開示とされた情報（以下「本件不開示情報」という。）が、法第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当するかどうかについて、法の規定に照らして判断する。

3 法の定めについて

法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

法第79条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

法第79条第2項は、「開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を

適用する。」と規定している。

4 本件不開示情報の法第 78 条第 1 項第 2 号該当性

本件不開示情報についての法第 78 条第 1 項第 2 号該当性の判断は、次のとおりである。

(1) 学校の対応日（日付）

学校の対応日（日付）の情報は、当該情報により特定の個人を識別することはできず、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害する情報とは認められない。

(2) 加害児童又は関係者である開示請求者以外の個人（以下「第三者」という。）に対する学校の対応・対応方針、学校と第三者とのやりとり及び第三者に係る弁護士の評価・判断に関する情報（以下「第三者情報」という。）

第三者の氏名は仮名であっても他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があり、開示することにより特定の個人が推測されるなど、当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当すると認められる。

次に、これら第三者情報の同号ただし書該当性について、第三者情報の中でも学校が行った授業の日程や内容に係る情報は、同じ学級に属する本人が客観的事実として認知していることから慣行として開示請求者が知ることができる情報と認められるため同号ただし書に該当する。その他第三者情報は、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

5 部分開示について

法第 79 条第 2 項該当性

実施機関は、本件処分において、「調査内容のうち審査請求人が従前認知していたものや、調査の過程で当該小学校が審査請求人に対して説明を行ったもの」は開示しており、このような判断は法第 79 条第 2 項に違反していない旨主張している。しかし、本件処分の時点で既に開示請求者に提供された情報は、開示請求者が既に知り得た情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イ該当）として不開示情報から除かれ、特定個人識別性のある部分（開示請求者以外特定の個人を識別することができる記述等の部分）を除くことなく開示している。つまり、本件処分の時点で既に開示請求者に提供されていた情報を本件処分において改めて開示することは、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イに基づくものであり、当該開示は法第 79 条第 2 項の問題とはならない。

一方、本件不開示情報のうち、学校が教育委員会事務局とやりとりをした記録の中に第三者に対する学校の対応に関する情報が含まれるものにつき、特定個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるものは、法第 79 条第 2 項に基づき当該部分を除いて開示すべきである。

第6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

別表 不開示部分のうち開示すべき部分

文書名	開示することが妥当と判断した部分	
いじめ重大事態に関する調査報告書 令和●年●月●日 姫路市立●●小学校	8 頁	3 行目のすべて
	8 頁	20 行目 2 文字目から 45 文字目
	9 頁	26 行目 2 文字目から 15 文字目
	10 頁	7 行目 2 文字目から 36 文字目、8 行目及び9 行目のすべて
	10 頁	28 行目のすべて
	10 頁	31 行目のすべて
	10 頁	36 行目 1 文字目から 13 文字目及び 37 行目 23 文字目から 27 文字目
	11 頁	16 行目 30 文字目から 34 文字目及び 17 行目 25 文字目から 29 文字目
	12 頁	33 行目 30 文字目から 34 文字目及び 34 行目 13 文字目から 17 文字目
	13 頁	35 行目 2 文字目から 13 文字目及び 29 文字目から 33 文字目
	14 頁	27 行目 41 文字目から 43 文字目及び 29 行目 16 文字目から 20 文字目
	16 頁	2 行目 2 文字目から 13 文字目及び 3 行目 3 文字目から 7 文字目

(注) 1 行に記載された文字を左詰にして数え、句読点や括弧等もそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

審 査 の 経 過

年 月 日	審査会	経過
令和6年8月21日	—	諮問書提出
令和6年9月2日	令和6年度第4回審査会	諮問説明 審議
令和6年10月18日	令和6年度第5回審査会	審議
令和6年11月15日	令和6年度第6回審査会	審査請求人口頭意見陳述 審議
令和6年12月20日	令和6年度第7回審査会	審議
令和7年1月20日	令和6年度第8回審査会	審議
令和7年2月14日	令和6年度第9回審査会	審議
令和7年3月21日	令和6年度第10回審査会	審議
令和7年4月21日	—	答申